



創造 Creation!

十和田工業高校 生徒指導部だより

(文責：生徒指導部)

2020年4月13日(月)発行 No.1

「ものづくりは人づくり」。学校で学ぶのは技術だけでなく、物事に
取り組む姿勢やココロです。生徒指導部ではみなさん一人一人の
ココロ(自分)が健全に創られること、育つことを期待しています。

安全な登下校を！

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。そして2、3年の諸君も進級おめでとうございます。

いよいよ今年度も始まりました！ コロナウイルスによって、例年と同じようにはいかないこともありますが、
良い一年になるよう身の回りの準備、心の準備を整えましょう！

歩道の自転車通行に注意

普段から、交通安全に気をつけて生活できていますか？
暖くなり、自転車で登校する人も多いですよね。自転車通学
をするみなさんは次の2つの項目を特に意識してください。



1. 自転車走行する車道 or 歩道について

原則として自転車は車道の左側を通行することが義務づけられていますが、以下の場合、歩道を通行することができます。

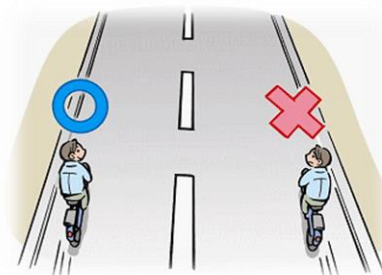
- ①「歩道通行可」を示す標識・道路標識がある場合。
- ②13歳未満・70歳以上の人が運転する場合。
- ③体の不自由な人が運転する場合。
- ④車道の幅が狭く車が多い、車道で工事をしているなど

十和田工業高校の周辺は車通りが多く、この場合④の項目が当てはまります。

ただし、**2台以上での並走や、歩行者の通行を妨げる速度で通行しない**ように気をつけてください。

車道では左端通行！

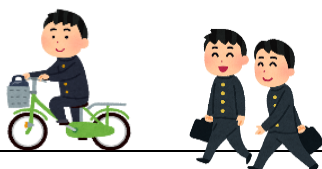
対して、通学途中は原則通り車道を走行する場合がありますよね。
その場合に注意してほしいのが「**左端通行**」です(右図*1)。車道の右側を
通行した場合、3ヶ月以下の懲役または**5万円以下の罰金**となります！
気をつけましょう。



2. 防犯登録とTSマークについて

皆さん、自転車の防犯登録とTSマークの貼り付けは済んでいますか？

十和田工業高校では、「これらの登録が済んでいない自転車には乗ってはいけない」こと
になっています！ 今一度自転車にはこの二つのシールがついているか確認してください。



*1https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/five_rule/five_rule02.html より抜粋

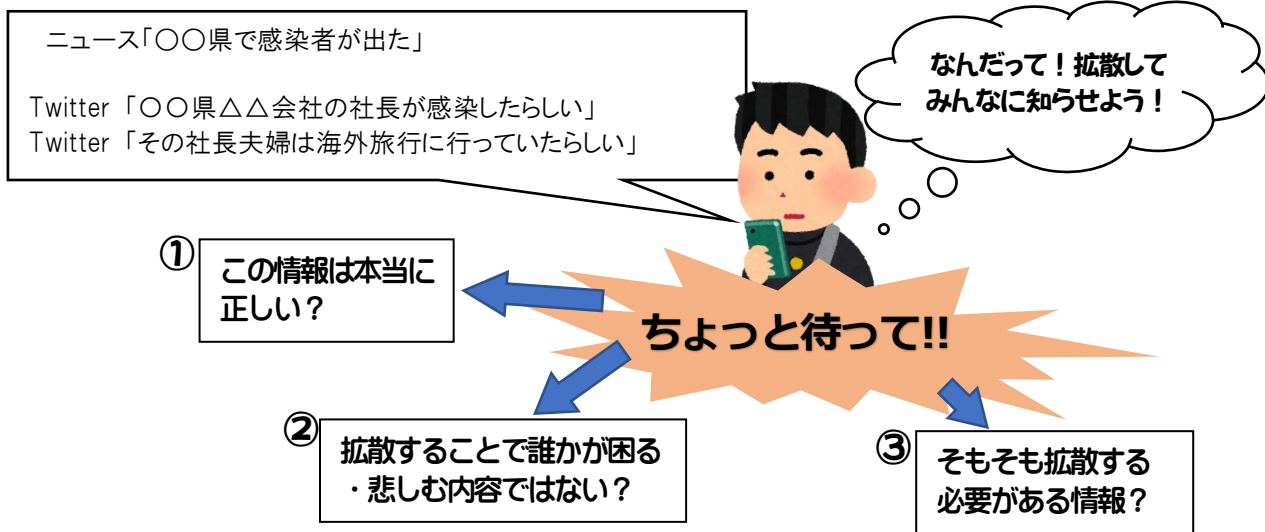
意識して！ “情報モラル”
スマホ・SNSの使い方を見直しませんか？

最近ようやく「バカッター」と呼ばれる投稿が少なくなったように思います。「他の人は見ていないだろう」「仲間だけで盛り上がりよう」という遊び感覚の投稿が、実は、不特定多数の目に触れてしまうという認識が広まってきたのでしょうか。さて、今回は**SNSに投稿された情報を「拡散すること」**について考えてみましょう

その情報、本当？

私たちが最近最も目にする情報は新型コロナウイルスの情報ではないでしょうか。

目に見えないモノへの不安から、どうしたらいいのかわからず、つい Twitter に流れてくる情報をよく見ずに拡散してしまいませんか？ **いいね**する前に**拡散**する前に、その情報は信頼できるものなのか、一度考えるようにしましょう。



上のように、少なくともこの3つをSNSで情報を**拡散する前に確認**しましょう。**何気なく拡散した情報が、実は間違っていたり、誰かを傷つける可能性は0(ゼロ)ではない**はずです。気軽に他人の投稿を見ることができる、簡単に拡散できるものだからこそ、使い方は慎重にすべきです。

情報モラルチェックテスト

<https://www.pken.com/tool/moral/exp.php?type=3&q=1> 情報モラルテストより抜粋

- ① SNS で知らない人からメッセージが届きました。ふさわしい行動を一つ選びなさい。
- 1 人違いかも知れないので、自分の情報を伝えて、間違いだと伝える。
 - 2 自分が思いつけなくても知れないので、話を合わせてメッセージを続ける。
 - 3 知らない人なので、無視をする。
 - 4 知らない人なので、丁寧(ていねい)な言葉で返信する。
- ② SNS に投稿する態度として、問題にならないものを一つ選びなさい。
- 1 駅のホームで電車を待っていると、電車と人の接触事故が起きたので、撮影をして SNS にて報告をした。
 - 2 道路を歩いていたら、財布が落ちていた。その財布を撮影し、SNS にてその画像とともに「ラッキー」と投稿した。後で交番に財布は届け、そのことも投稿した。
 - 3 アルバイト先に、有名なサッカー選手が来店した。来店した様子を隠れて撮影し、SNS にて報告した。
 - 4 オープンキャンパスに出かけ、そこで非常に良い公開講演が聴けた。校舎の写真を撮り、その写真と講演の感想をまとめて SNS に投稿した。

① 他人の肖像を許可なく、他人の肖像を写し、複製し、公衆に提供し、または公衆に提供しようとする行為は、他人の肖像権を侵害する。